



石運輸第972号の3  
石運整第337号の3  
平成30年12月19日

石川県内各自動車運送事業者代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について

標記のことについて、平成30年12月5日付け北信交監第195号及び北信技保第73号で北陸信越運輸局自動車交通部長及び北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別添のとおり通達があったので、次の内容について理解し各自において対象者の確実な把握及び受診の徹底を図られたい。

【参考】

- 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（抄）

（平成13年12月3日 国土交通省告示第1676号）

第1章 省略

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針

1～3 省略

4 適性診断の受診

(1) 事故惹起運転者

当該交通事故を引き起こした後再度事業用自動車に乗務する前に次に掲げる事故惹起運転者の区分ごとにそれぞれ特定診断Ⅰ（①に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）又は特定診断Ⅱ（②に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診させる。

① 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前3年間に交通事故を引き起こしたことがある者

② 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある者

(2) 運転者として新たに雇い入れた者（貸切バス以外の一般旅客自動車又は特定旅客自動車の運転者として新たに雇い入れた者であって、雇入れの日前3年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診したことがある者及び個人タ

クシー事業者を除く。)

- ・ 当該旅客自動車運送事業者において事業用自動車の運転者として選任する前に初任診断を受診させる。

### (3) 高齢運転者

高齢診断(高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。)を65才に達した日以後1年以内(65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内)に1回受診させ、その後75才に達するまでは3年以内ごとに1回受診させ、75才に達した日以後1年以内(75才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内)に1回受診させ、その後1年以内ごとに1回受診させる。ただし、個人タクシー事業者にあつては、当該事業の許可に付された期限の更新の日において65才以上である場合に、当該期限の更新の申請前に受診するものとする。

## ○ 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(抄)

(平成13年8月20日 国土交通省告示第1366号)

### 第1章 省略

### 第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針

#### 1～3 省略

#### 4 適性診断の受診

##### (1) 事故惹起運転者

当該交通事故を引き起こした後再度事業用自動車に乗務する前に次に掲げる事故惹起運転者の区分ごとにそれぞれ特定診断Ⅰ(①に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。)又は特定診断Ⅱ(②に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。)を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診させる。

① 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前3年間に交通事故を引き起こしたことがある者

② 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある者

(2) 運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であつて当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断(初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。)を受診したことがない者

- ・ 当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診させる。

##### (3) 高齢運転者

高齢診断(高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。)を65才に達した日以後1年以内(65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内)に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させる。



北信交監第 195 号  
北信技保第 73 号  
平成 30 年 12 月 5 日

北陸信越運輸局石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部長  
(公印省略)

北陸信越運輸局自動車技術安全部長  
(公印省略)

#### 運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について

今般、平成 29 年度における北陸信越運輸局管内の事業者に対する監査処分結果を分析したところ、適性診断が未受診であったことにより行政処分を行ったものが、全行政処分件数の 2 割近くであることが確認された。

今年度においては、7 月より適性診断の受診状況を重点確認項目と公表した上で監査に取り組んでいるところであるが、依然として未受診の違反が確認されており、管内の貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導においても同様の指摘が多い状況である。

また、平成 30 年に発生した北陸信越運輸局管内の事業用自動車による重大事故の発生状況を見ると、運転者の運転行動に起因すると思われる衝突事故等が多く発生している。これらの事故を未然に防ぐためには、運転者の適性診断の結果に基づき、個々の特性を把握したうえで指導及び監督を行うことが重要である。

ついては、貴支局が所轄する運送事業者に対し、適性診断の受診対象者の確実な把握及び受診の徹底を関係団体通じて改めて周知されるとともに、研修等の機会においても指導されたい。

なお、別紙のとおり管内各運行管理者指導講習認定機関、各適性診断認定機関あて通知したので申し添える。